

令和4年度 第1回 城北小学校運営協議会



令和4年4月28日（木）

浜松市立城北小学校

# 次 第

(司会：教頭)

## 資格確認

- 1 会長あいさつ (岩井会長)
- 2 校長あいさつ (校長)
- 3 任命書の交付 (校長)
- 4 自己紹介
- 5 学校運営協議会の円滑な進め方について (動画視聴)
- 6 学校運営協議会規則確認・・・資料1
- 7 議長の選出
- 8 前回会議録確認・・・資料2
- 9 熟議 (司会：議長)
  - (1) 学校運営の基本方針について (校長説明→質疑→承認)・・・資料3
  - (2) 本校のコミュニティ・スクールの考え方 (教頭)

本年度のテーマ「城北小サポーターとつくる特色ある学校づくり」

- ①城北小サポーター活動計画
- ②城北小CS「やらまい會」情報発信
- ③子供の居場所づくりについて

- (3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について・・・資料4
- (4) 学校運営協議会の自己評価・・・資料5

## 10 その他

- (1) 学校運営協議会年間計画
  - ・ 6月10日(金) 14:30～
  - ・ 10月21日(金) 13:30～ ※授業参観と併せて開催
  - ・ 2月 2日(木) 14:30～
- (2) 地域回覧たより、ポスターについて
  - ・ 地域回覧 (和地山120、住吉300、和合170)
  - ・ ポスター掲示 (和地山1、住吉34、和合5、学区内商店17、協働センター1、青少年の家1、城北小2)

## 学校運営協議会委員

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 会長        | いわい くみこ<br>岩井弘美子   |
| 委員        | かわしま まさゆき<br>川嶋 正幸 |
| 委員        | なかがわ かつお<br>中川 勝夫  |
| 委員        | たかやなぎ みちこ<br>高柳 理子 |
| 委員        | なかがわ ともひろ<br>中川 智博 |
| 委員        | すずき ちえ<br>鈴木 千栄    |
| 委員・学校支援CD | しみず ひろと<br>清水 裕人   |
| 委員        | ふかや まさみつ<br>深谷 真光  |
| 委員        | やまぎし えり<br>山岸 絵里   |

## オブザーバー

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 静岡大学      | おおのき りゅうたろう<br>大野木龍太郎 |
| はままつ青少年の家 | いのした しゅんすけ<br>井下 俊輔   |
| 高台協働センター  | かわにし ひろあき<br>河西 博昭    |
| 高台協働センター  | やまぐち ともあき<br>山口 朋章    |

## 学校支援コーディネーター

|  |                  |
|--|------------------|
|  | かみうえ りえ<br>紙上 理恵 |
|--|------------------|

## 学校

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 校長         | やまうちとしひろ<br>山内登志弘  |
| 教頭         | さかもと ともひこ<br>坂本 友彦 |
| C S 担当教職員  | まつばら としじ<br>松原 利治  |
| C S ディレクター | こたに るみ<br>小谷 留美    |

## 浜松市教育委員会

|       |                  |
|-------|------------------|
| 教育総務課 | すずき ようこ<br>鈴木 陽子 |
|-------|------------------|

## 学校運営協議会 年間計画

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

| 回 | 日時<br>会場                                   | 主な内容 熟議のテーマ 等                                                                                                                                                                  | 備考                                            |
|---|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 1 | 令和4年<br>4月28日<br>木曜日<br>14:30～16:00<br>会議室 | (1) 学校運営の基本方針について<br>(2) 本校のコミュニティ・スクールの考え方<br>①城北小サポーター活動計画<br>②城北小CS「やらまい會」情報発信<br>③子供の居場所づくりについて<br>(3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について<br>(4) 学校運営協議会の自己評価                            |                                               |
| 2 | 6月10日<br>金曜日<br>14:30～16:00<br>会議室         | (1) 4・5月の実践について<br>(2) キャリア教育を柱とした人づくり<br>・キャリア教育の充実のためにできること                                                                                                                  |                                               |
| 3 | 10月21日<br>金曜日<br>13:30～15:30<br>会議室        | (1) タブレットを使った授業について<br>(2) 城北小サポーター活動実践(6月以降)について<br>(3) タブレットの活用について<br>(4) その他                                                                                               | 学校運営協議会の自己評価表<br>委員の意見収集⇒学校への提出締め切り日(R3=3.14) |
| 4 | 令和5年<br>2月2日<br>木曜日<br>14:30～16:00<br>会議室  | (1) 学校関係者評価<br>① 本年度の教育活動の説明<br>② 学校関係者評価を元にした改善案についての説明<br>③ 改善案についての熟議<br>(2) 来年度の学校経営の基本方針説明<br>(3) 来年度のCS活動の計画案※CS活動の説明<br>(4) 学校運営協議会の自己評価<br>5 その他<br>(1) 夢育やらまいかCS加算分報告 |                                               |

令和元年 8 月 29 日  
浜松市教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

- 1 開催日時 令和4年 2月 25日（金） 14時30分から16時30分まで
- 2 開催場所 城北小学校 会議室
- 3 出席委員 8人
- 4 欠席委員 1人
- 5 傍聴者 0人
- 6 協議事項

（1）学校関係者評価

- ① 本年度の教育活動の説明
- ② 学校関係者評価をもとにした改善案についての説明
- ③ 改善案についての熟議

（2）来年度の学校経営の基本方針説明

（3）来年度のCS活動の計画案 ※CS活動の説明

（4）学校運営協議会の自己評価

- 7 会議録作成者 CSディレクター 末永 加菜

8 会議記録

（1）学校関係者評価について

議長の指示により、校長から本年度の「学校教育活動」についての説明があり、それについて委員から以下のような意見があった。

- ・コロナ禍でマスクをしていることで表情などを感じ取ることが難しく、対人関係をうまく築いていけるのか心配。（岩井委員）
- ・児童と家庭での評価の違いについては、それぞれの見方に差があるのではないかと学校で出来たことを子供自身が口頭で家族に伝えていくことができると良いと思う。（深谷委員）
- ・コロナ禍でマスクなどの不自由な生活のなかで、子供たちが抱えるストレスや体力の低下が懸念される。（清水委員）
- ・学校、地域、それぞれが良い活動をしているので、互いに連携していくことで、より良い活動にしていけるのではないかと。（川嶋委員）

（2）来年度の学校経営の基本方針説明について

議長の指示により、校長から来年度の学校経営の基本方針について説明があり、それについて委員から以下のような意見があった。

- ・とてもシンプルでわかりやすく奥深いランドデザインとなっている。（岩井委員）

（3）来年度のCS活動の計画案 ※CS活動の説明について

議長の指示により、教頭から以下のような説明があった。

今年度はコロナ禍で実施できなかった内容を来年度は工夫してできるようにしたい。また、サポーターの方々と教員との話し合いの場を設け、今後可能な活動を増やしていきたいと考えている。

以上、この会議録が正確であることを証します。

令和 4年 2月 25日

議長 岩井 弘美子  
会議録署名人 清水 裕人

## 9 協 議

(1) 学校運営方針（グランドデザイン参照）



## 令和4年度 浜松市立城北小学校 学校経営構想

## 1 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和3・4・22 中央教育審議会）

- (1) 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力  
 (2) 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」

- ① 個別最適な学び  
 ② 協働的な学び

## 2 はままつの教育 『はままつ人づくり未来プラン』後期（R2～R6）

教育理念：「未来創造への人づくり」「市民協働による人づくり」

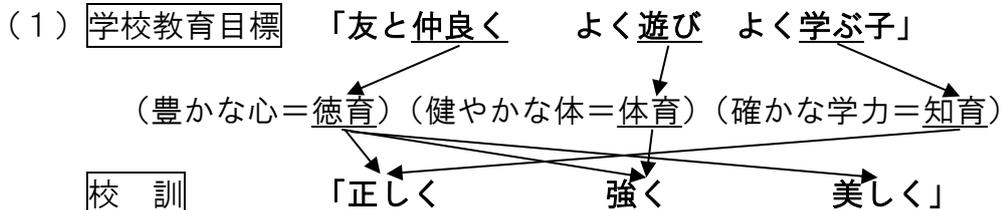
キャリア教育を核とした教育の推進

「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業を改善し授業力を高める  
 基礎的・汎用的能力を育むキャリア教育の充実

## 3 児童の実態

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| ○子供らしい明るさや素直さがある    | △たくましさ、粘り強さに欠ける    |
| ○「自分から」を意識し行動しようとする | △人間関係に課題をもつ子が増えている |
| ○友達によさに気付き、優しくできる   | △正しい姿勢を保てない子が多い    |
| ○元気に外で運動する子が多い      | △自分の思いや考えを表現する力が弱い |
| ○与えられた課題にまじめに取り組む   | △学習を生活に生かす力が弱い     |

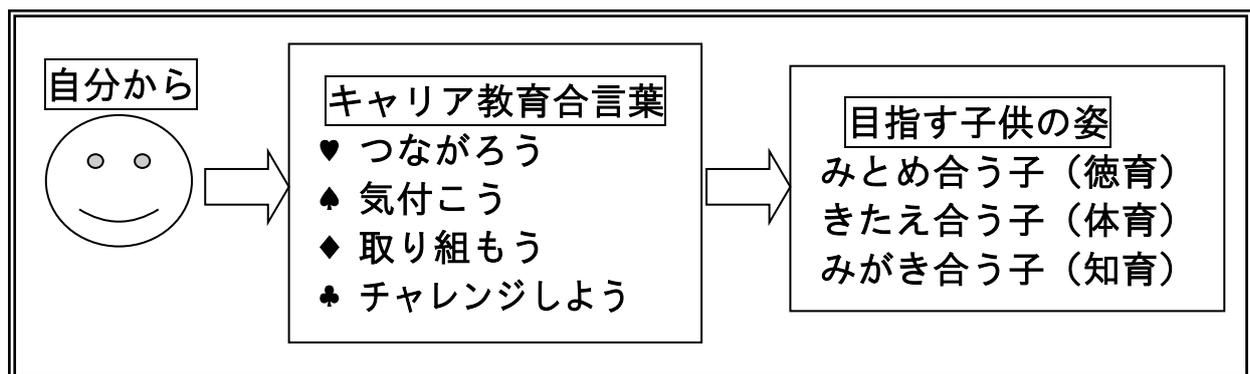
## 4 学校経営構想



## (2) キャリア教育で育てたい力

- ♥ 人とつながる力（人間関係形成・社会形成能力）
- ♣ 自分の良さに気付く力（自己理解・自己管理能力）
- ◆ 課題に取り組む力（課題対応能力）
- ♣ チャレンジする力（キャリアプランニング能力）

## (3) キャリア教育を核とした教育推進による「目指す子供の姿」と「本年度取組の重点」



### ① **みとめ合う子**（徳育）

「人・もの・こと」にかかわり、命や心を大切にすることの育成

- ♥ ソーシャルスキルの育成
- ♣ 「正しく・強く・美しく」カードの取組の充実
- ◆ 豊かな体験活動の推進
- ♣ 「考え議論する」道徳授業の工夫

### ② **きたえ合う子**（体育）

進んで挑戦し、最後までやり抜く子の育成

- ♥ 交流活動の充実
- ♣ 目標を明確化し、達成感を持たせる活動の充実
- ◆ 健康安全教育の推進
- ♣ 運動チャレンジデイの設定

### ③ **みがき合う子**（知育）

課題をもち、学び合いを通してよりよく解決する子の育成

- ♥ 考えを深めるための場の設定
- ♣ 学ぶよさやつながりを実感させる工夫
- ◆ 単元構想の工夫
- ♣ ICT機器を有効活用した授業づくり

## （４）目指す学校像

「一人一人の笑顔が輝く城北小」

- 魅力ある教育活動が展開され、「子供が通いたくなる」学校
  - ・ キャリア教育を核とした目指す子供の姿の具現に向けた本年度の取組の重点参照
  - ・ 「自分から」を意識することで、自分らしさの発揮
  - ・ SDGs教育の推進
- 学校と家庭が連携し、「子供を通わせたいくなる」学校
  - ・ 基本的な生活習慣の定着（早寝・早起き・朝ごはん等）
  - ・ はままつマナーの啓発
  - ・ 家庭学習の奨励
- 地域に支えられ、「地域と共に歩む」学校
  - ・ コミュニティ・スクールの推進  
（城北小サポーターによる学習・環境支援の充実、安心安全な町づくりの推進）
  - ・ 中学校区における小中連携  
（健全育成会活動の推進一見守り・いい声掛け運動、家庭の教育力啓発活動）
- 同僚性が発揮され、「職員が働きたくなる」学校
  - ・ PDCAサイクルを生かした働き方改革の推進

## （５）目指す教師像

「チームの一員として、持ち味を生かし、子供とともに成長する教師」

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、学び続ける教職員
- 子供理解に努め、愛情と情熱をもって子供とともに歩む教職員
- 持ち味を生かし、チームの一員として協働態勢がとれる教職員

○創造的で魅力ある教職の仕事に誇りをもって働く教職員  
 (2) 本校のコミュニティ・スクールの考え方



運営協議会のねらい  
 学校運営の中で特に課題となっていることを焦点化し、地域や保護者からの意見をいただくことによって、よりよい解決策を検討する場とする。



## 本年度のテーマ

# 「城北小サポーターとつくる特色ある学校づくり」

### ① 城北小サポーター活動計画

#### ア 地域から学ぶ活動（学習支援）

- ・より充実した授業を行うために
- ・教職員の負担軽減のために

#### イ 地域に支えられる活動（環境支援）

- ・子供にとって、より安全で充実した活動を過ごすために
- ・学習環境を整えるために

令和3年度末  
登録者数70名

| 月  | 常時活動  | 学習支援                                                                | 環境支援   |
|----|-------|---------------------------------------------------------------------|--------|
| 4  | 読み聞かせ | 給食配膳支援（1年）                                                          |        |
| 5  |       | 和地山公園春見つけ見守り支援（1年）                                                  | 花壇整備   |
| 6  |       | 手縫い支援（5年）<br>学区探検見守り支援（3年）<br>水泳見守り支援（全学年）                          | プール草取り |
| 7  | 図書整備  | 和地山公園夏見つけ見守り支援（1年）<br>史跡探検見守り支援（6年）<br>水泳見守り支援（全学年）                 |        |
| 8  | 掲示    |                                                                     | 草取り    |
| 9  | 生け花   | ミシン支援（5年）                                                           |        |
| 10 | 清掃    | ミシン支援（6年）<br>工作（金槌・鋸使用）支援（3年）<br>お店探検見守り支援（2年）<br>防災センター見学見守り支援（4年） |        |
| 11 | 裁縫    | 和地山公園秋見つけ見守り支援（1年）<br>版画（彫刻刀）支援（4年）                                 | 花壇整備   |
| 12 |       | 書初め支援（3～6年）                                                         |        |
| 1  |       | 和地山公園冬見つけ見守り支援（1年）<br>凧作り教室支援（1年）                                   |        |
| 2  |       |                                                                     |        |
| 3  |       |                                                                     | 草取り    |

### ② 城北小CS「やらまい會」情報発信

#### ア 学校ホームページや学校だより

#### イ 城北小コミュニティ・スクールだより

#### ウ 城北小サポーターでの口コミ

③子供の居場所づくりについて

資料 4

(様式 1)

令和 4 年 4 月 日

浜松市立城北小学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 清水 裕人 様

浜松市立城北小学校運営協議会  
会長 岩井 弘美子

**夢育やらまいか事業に対する意見書**

令和 4 年 4 月 28 日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

子供たちと地域の方との結び付きを深めるために、サポーターを呼び掛けて子供たちと一緒に花壇の整備を行うとよい。  
⇒やらまい会を通して花壇を整備する地域のボランティアの方を募集し、協力を得て、児童とサポーターと一緒に花壇を整備する機会を設ける。

令和3年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(城北小)学校運営協議会長

必須

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・スタートしたばかりなので、学校運営の考え方を吸収しながらの活動であり、熟議とまでは到達していない。
- ・コーディネーターとして、学校側から提案された課題を結果で示せるが、学校運営についての熟議と言われると何と答えてよいのかわからない。例えば、放課後や長期の休み時の児童待機場所など、提案された課題に解決はしていないが、地域施設などの協力により前進はしていると思う。
- ・熟議と言えるかどうか分からないが、話し合いに参加しようとする姿勢はもてたと思います。
- ・校長より、ランドデザインを基に今年度の方針について、分かりやすい説明があり、重点等、納得できた。ランドデザインは、今までの伝統の上に、子供の実態や今日的な課題解決に向かったの深い内容が簡潔に示されていた。特に核となる【合言葉】「自分から」は、いつでも・どこでも使えて素晴らしいと思った。
- ・学校からの方針を理解する(吸収する)ことで、それについての熟議は難しいと思う。会員の中から「キャリア教育について」の質問が出て、交流できたのはよかったと思う。

必須

＜評価項目2＞ 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

- ・熟議を進めることができた。議論の内容も回を重ねるとともに充実している。
- ・学校の玄関に花を飾るために、フラワーアレンジメントクラブを紹介したり、ミニ凧作りを行ったりしたが、継続的な活動につなげるまでには至らなかった。
- ・学校運営に対して、自分がどれだけ手助けできたかといわれると評価が難しい。
- ・城北小学校のやり方に沿って活動の協力はできた。コーディネーター研修会に参加すると他校の実績に驚くが、あくまでも教職員の先生方が主役なので、私たちコーディネーターは裏方でよいと思う。とは言え、子供たちからのお礼の言葉は受けてよかったと毎回思える。
- ・学校を軸に学校づくりを通してCS活動はしっかりと発芽したと思う。城北小サポーターとつくる特色ある学校づくりは大成功だったと思う。学校から計画が示され、「やらまい會」情報発信も効果的で、それに伴ってサポーター登録者数がどんどん増え、ねらいに迫っていったように思う。スマホを活用しての発信は、手軽で、多様に、小口に動くことができ、大成功だと思う。各委員の建設的な意見は地域愛を感じ、熟議を醸し出していたと思う。コロナさえなければ、もっと広がり、充実したと思う。

必須

＜評価項目3＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

- ・学校経営を支えるネットワークづくりを、ヒト・モノ・カネの経営三資源を軸に構築、小さなところから進めていくことが時代の流れに必要。
- ・一過性の取組で終わるのではなく、もっと先生方や子供たちの声を聞いて継続的に活動できる取り組みを見つけていきたい。

・放課後の子供たちの過ごし方については、場所・支援者・日時など実施に際しての問題点は多いと実感しておりますが、長期休業時の取組の拡大とともに来年度も引き続き考えていければと思います。

・新年度はスタートの期でもあり、手探り状態かと思えます。今年度の取組が学校運営に寄与されたかは、いささか疑問の中、来年度はこれを踏まえ、城北小学校へ学校運営委員としての役割をさらに理解し、学校運営（子供たちが楽しく学べる地域）づくりにできたらいいと考えている。

・自分も卒業生の親（地域住民）の一人となる（立場が変わる）ので、その後も地域あがでの参加を促す、輪を広げていくこと。

・本年度のテーマと活動計画については、学習支援・環境支援共に充実したものとなり、常時活動も多様な活動が実施されていることから、城北小サポーターの増員、活動の質の向上に関する取り組みは一定の成果をあげたと評価する。一方、PTAの立場からすると、PTA活動とCS活動の住み分けや両立・協働に関して、漠然とイメージはあっても具体的な活動の整理ができていない状況である。そのため、これまでのPTA活動をCSの枠組みで補完でき、PTAは不要ではないか考える風潮も感じられる。CSの活動が充実することで既存の地域の社会教育団体などの社会資源が衰退する構図は本来ではないし、他団体の立場や役割分担が整理できていないことで、各々で活動の重複も生じる可能性があるため、地域の団体や社会資源の情報を整理し、相乗効果を得られる協働関係の構築する（地域の社会資源を知り、社会資源へCSを伝え、協働する）ことを来年度の目標にできたら良いと考える。

なお、子供の居場所づくりについても引き続き検討課題として取り組んでいきたい。

## ※追加

### <評価項目4> 協議会の取組や活動についての学校や地域への周知

・学校や地域への周知は、コミュニティ・スクールだより「やらまい會」発行他、城北小ブログ、地域回覧、ポスター掲示、説明会等でできていると思う。

・学校と地域やその周りを取り巻く団体との連携について、自分としてはまだまだ課題が山積かと思えます。地域団体とのコミュニケーションがとれているとは思わないからです。周知する場がもっと必要なのではないのでしょうか。

・地域の方と話す際、その方が城北小学校に何ができるかを自然に考えてしまう。ローソン住吉店は2年生の町探検受け入れ時に児童さんからお願いされたからと学校サポーター募集のポスターを（デザインが違うため）2年分入口に掲示していただいている。地域の寄り合いで少しずつだが話を聞いていたよという方が増えてきた感じを受ける。

・情報発信については継続した広報が実施されてはいたが、保護者や地域住民にとってどれだけの認知がされているかは把握できないので、今後はフィードバックが得られる情報発信の手法を研究する必要があると感じる。